

@JOG サービス規約

第 1 条 (接続サービスの定義)

「@JOG」(以下、「本サービス」といいます)とは、株式会社常口アトム(以下、「弊社」といいます)が提供するインターネット接続サービスおよびそれに付帯する諸サービスをいいます。

第 2 条 (会員)

- 1.「会員」とは、本規約を承諾のうえ、弊社所定の手続きに従い、自らの意思を持って本サービスの加入申請を行い、弊社がこれを承諾した方をいいます。
- 2.弊社は、前項の加入申請を承諾するにあたり支障があると判断した場合は、その加入申請をお断りする場合があります。
- 3.会員は、本サービスに会員登録をした時点で、本規約の内容をすべて承諾しているものとみなします。
- 4.加入申請の登録の際に提出した個人情報に対し、会員はその内容に関する責任を負うものとします。

第 3 条 (本規約の運用)

- 1.本規約は、本サービスをご利用いただく際の弊社と会員との間の一切の關係に適用します。本サービスにおいて個々のサービスメニューに対する利用規定が設けられている場合、会員は、これらの利用規定に従って利用するものとします。
- 2.弊社は、会員に事前の通知を行うことなく、本規約を変更することがあります。本規約を変更した場合には、変更後の利用規約により本サービスを提供します。変更の内容の詳細については本サービスのホームページ上に掲示することにより会員への通知に代えることができるものとします。
- 3.会員は、本規約の他、弊社が必要に応じて随時行うインターネットの利用の一般的ルール等に関する指導に従うものとします。

第 4 条 (本サービスの提供)

- 1.弊社は、会員に対して本サービスを利用できる権利を許諾し、本サービスのアクセス I D、メールアカウント、FTP アカウント、パスワード(以下「I D等」といいます)を必要に応じて発行し、本サービスを提供します。
- 2.前項の I D等は、弊社が加入申請を承諾した際に指定するものとし、それ以外の I D等を使用して本サービスを利用することはできません。
- 3.本サービスの提供基準日(ご契約日)はJOG光の利用開始日(開通工事日)と同日です。継続手続きに際してもこの日が基準となります。
- 4.弊社は、会員に事前の通知を行うことなく、本サービスの内容および利用規定を追加・改廃することがあります。
- 5.弊社は、自己の判断に基づき会員の本サービスの利用制限を設定または変更することができるものとします。
- 6.弊社は、本サービスに係るシステムの保守点検および不測の事態により、会員に事前の通知をすることなく本サービスの提供を一時停止することがあります。
- 7.会員は、所定の手続きに従い、弊社に本サービスの提供の中止を申し出ることができます。

第 5 条 (利用料金)

- 1.会員は、本サービスにおいて、弊社の定める料金を弊社が指定する方法で、所定の期日までに支払うものとします。
@JOG : 月額 1,100 円[税込] @JOG バリュープラン : 月額 1,650 円[税込]
@JOG V6プラン : 月額 1,320 円[税込]
- 2.本サービスにおいて、会員が利用可能になる個々のサービスメニューの一部に、別途利用料金を設ける場合があります。その際、弊社が別に定める規定に従うものとします。
- 3.弊社は、加入者の承諾なく、前項および前々項の料金を変更することがあります。料金を変更した場合、利用料金は変更後の料金によ

ります。

4. 会員が使用する計算機及び通信機器等の設置に関する費用並びに本サービスを利用するために要する電話料金、専用回線使用料、申請手数料等は、すべて会員の負担とします。

第 6 条 (料金の計算方法)

本サービスの利用料金の日割は行わないものとします。なお、別途当社が定める場合を除き、課金開始日より利用料金が発生するものとします。

第 7 条 (延滞利息)

会員は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお、お支払いが無い場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの期間について法定利率の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。

ただし、支払期日の翌日から起算して 15 日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

第 8 条 (ID等の管理)

1. 会員は、弊社が発行した ID 等の管理責任を負うものとします。
2. 会員は、ID 等を利用者以外の第三者に利用させることや、貸与、譲渡、売買、相続等をしてはならないものとします。
3. 会員による ID 等の管理不十分、使用上の過誤または第三者の不正使用等に起因するすべての損害については会員が責任を持つものとします。
4. 会員は、自らの ID 等が第三者によって不正に使用されたことが判明した場合、直ちに弊社にその旨を連絡するものとします。

第 9 条 (登録事項変更の届出)

1. 会員は、登録内容に変更があった場合、速やかに所定の手続きにより弊社へ届け出ていただくものとします。
2. 弊社は、前項の不履行により会員もしくは第三者が被ったいかなる損害についても責任を負わないものとします。また、その不履行により弊社からの通知が届かない、ないしは遅れた場合でも、弊社はその通知が会員へ通常到達すべき時期に到達したと見なすことができるものとします。

第 10 条 (会員の情報提供)

1. 弊社が会員から得た個人情報は、弊社及び弊社の提携する企業からのサービスやキャンペーン等の各種案内に利用できるものとします。
2. 弊社は、会員から得た情報をもとに、個人を特定できない統計データを作成し、研究やサービス向上の目的で利用することができるものとします。
3. 万一、会員から得た情報が不正確なものであった場合、適切なサービスの提供が困難となり、会員に不利益となるおそれがあります。

第 11 条 (個人情報の取り扱い)

1. 弊社は、別途定めるプライバシーポリシーに則り、入手した利用者の個人情報を円滑なサービスの提供に必要な範囲でのみ使用し、保存します。
2. 弊社は、警察官、国税職員、麻薬取締官、検察官、検察事務官、弁護士会、裁判所等の法律上照会権限を有する者から、会員の情報に関して問い合わせや提供等を求められた場合には、これに応じることができるものとします。

第 12 条 (権利の譲渡禁止)

会員は、本規約により定められた利用契約上の地位ないし権利を第三者に譲渡することはできません。

第 13 条 (禁止事項)

1.会員は、本サービスの利用にあたって以下の行為もしくはそれに該当するおそれのある行為を行わないものとします。

- (1) 他の会員のID等を不正に使用する行為。
- (2) 虚偽の情報を登録する行為。
- (3) 他人を誹謗中傷したり、名誉もしくは信用を傷つけたりする行為。
- (4) わいせつ、児童ポルノまたは児童虐待にあたる画像ないし文章等を送信または掲載する行為。
- (5) 他の会員、第三者または弊社に迷惑、不利益を与える行為。
- (6) 本サービス利用上で知り得た、弊社または第三者に不利益をもたらす情報を漏洩する行為。
- (7) 弊社および第三者の知的財産権、財産権、著作権及びその他権利を侵害する行為。
- (8) 公序良俗または法令に違反する行為および犯罪行為。
- (9) 選挙運動もしくはそれに類似し、誤解を与えるおそれのある行為。
- (10) 本サービスや電話回線に過剰な負荷をかける等、サービスの提供に支障をきたすおそれのある行為。
- (11) コンピューターウイルス等の有害なプログラムを使用または提供する行為
- (12) 受信者に無断で主に広告・宣伝やいたずらを目的として相当量のメールを送る行為。
- (13) その他弊社が不適当と判断した行為。

2.会員が第1項で禁止する行為を行った場合、その行為に関する責任は当該会員に帰属し、弊社では一切の責任を負わないものとします。

3.会員が第1項で禁止する行為により弊社のサービスを運用停止またはそれに近い状態に至らせた場合、会員は、弊社がそれにより被る損害を賠償しなければなりません。

第14条（損害に対する賠償義務）

会員が本規約に違反する行為により弊社に損害を与えた場合、会員は、弊社にその損害を賠償しなければなりません。

第15条（免責）

- 1.会員が本サービスおよび本サービスを通じて他のサービスを利用することにより発生した一切の損害について、弊社はいかなる責任も負わないものとします。
- 2.会員が本サービスおよび本サービスを通じて他のサービスを利用することにより、他の会員または第三者に対して損害を与えた場合、当該会員はその損害を自己の責任と費用により解決するものとし、弊社は一切の損害について責任を負わないものとします。
- 3.不測の事態等の止むを得ない理由により、本サービス提供の遅延、一時停止または中止、および情報の滅失または損壊等が発生した場合も弊社は責任を負わないものとします。
- 4.弊社は、会員が使用するいかなる機器およびソフトウェアについて一切の動作保証は行わないものとします。
- 5.本サービスの対象としている方以外が不正、登録したことにより発生した一切の損害について、弊社はいかなる責任も負わないものとします。

第16条（退会）

1.本契約の契約期間は2年単位とします。お客様よりお申し出が無い場合は、自動更新となります。

2.利用期間の途中（利用期間満了月の翌月〈更新月〉を除く）で退会された場合、解約金として各プランの1か月分の利用料金をお支払いいただきます。但し、解約の理由が契約者の死亡であった場合、死亡の事実を確認できるいずれかの書類（戸籍謄本、抄本、住民票、死亡届受理書）のご提示をいただくことを条件に支払いを要しないものとします。

・@JOG：1、100円[税込] ・@JOGV6プラン：1、320円[税込] ・@JOGバリュープラン：1、650円[税込]

※ 2022年6月30日までに利用開始分の契約の解約金は下記の通りです。

・@JOG、@JOGV6プラン：5,000円 [税込] ・@JOG バリュープラン：10,000円 [税込]

- 3.会員は、弊社が別途定める手続きに従い本サービスの利用を終了することができるものとします。
- 4.会員が第5条に定める有料サービスを利用しており、その未払い金がある場合には、会員は退会時に弊社指定の方法によって、これを清算するものとします。
- 5.@JOG から@JOG バリュープラン、または@JOG バリュープランから@JOG への変更は出来ません。その際は前サービスを退会、新サービスに新規加入となり、前サービスの利用期間の途中の場合、上記の解約金をお支払いいただきます。新サービスの加入日より新たに2年の契約となります。

第17条（本サービス提供の中止および停止）

弊社は、本サービスを中止もしくは停止する際は、原則として事前に会員に通知いたします。ただし、会員が以下に該当する場合には、事前に通知することなく、直ちに当該契約に係る本サービスの提供を中止もしくは停止し、当該契約を解除することがあります。

- 1.申込時の記載事項に虚偽の内容があった場合。
- 2.会員が本規約または弊社が別に定める利用規定等に違反した場合。
- 3.その他、弊社が必要と認めた場合。

第18条（当社が行う契約の解約）

- 1.当社は、会員が当社からの期間を定めた催告を受けたにもかかわらず、なおその事由が解消されない場合には、会員に当社の定める方法で通知することにより、利用契約を解約できるものとします。ただし、やむを得ない場合にはこの限りではありません。
- 2.会員が次のいずれかに該当するときは、当社は会員利用者の使用資格を取り消すことができるものとします。
 - (1) 加入申込手続きの際に虚偽の申告をした場合
 - (2) 本利用規約又は諸規定の定め違反した場合
 - (3) 不要な問い合わせや悪質ないたずら等で本サービスの業務に支障をきたした場合
 - (4) 暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団若しくは個人（いわゆる反社会的勢力）に属する、又は密接な関係を有する場合
 - (5) 料金などの支払債務の履行遅延または不履行があった場合
 - (6) その他、当社が会員として不適切とみなした場合
- 3.契約解約の有無にかかわらず、第2項の定める解約原因に関連して、または契約解約に伴って、当社が損害を被った場合、当社は会員に対し、その賠償請求を行うことができるものとします。が次のいずれかに該当するときは、当社は会員利用者の使用資格を取り消すことができるものとします。

第19条（是正の要求）

弊社は、会員が本規約に違反したと認めた場合、その会員に対し、下記の措置もしくはその組み合わせの措置を講ずる場合があります。なお緊急を要する場合には、会員にその旨を事前に通知しないことがあります。

- 1.他者との間で問題が発生した場合、解消に向けた協議を行うよう要求すること。
- 2.本規約に違反する行為をやめるよう要求すること。
- 3.本サービスを利用してインターネット上に公開した情報を削除するよう要求すること。
- 4.事前に通知することなく、本サービスを停止すること。
- 5.利用契約を解除すること。

第20条（紛争の解決）

- 1.本サービスのご利用に関して、本規約、弊社が別に定める利用規定および弊社の指導により解決できない問題が生じた場合には、弊社と会員との間で双方誠意を持って話し合い、これを解決するものとします。
- 2.本契約に関し、裁判上の紛争が生じたときは、札幌地方裁判所を第1番の専属的合意管轄裁判所とします。

第21条（初期契約解除制度）

- 1.「JOG 光」と「@JOG」を同時申込の場合は「JOG 光」の工事が完了から起算して8日を経過するまでの間、「@JOG」のみを単独で申込の場合は契約書面を受領した日から起算して8日経過するまでの間に、弊社へ契約解除の旨をお伝えいただく事で、本契約の解除を行う事ができます。
- 2.この場合、お客様は損害賠償もしくは解約金を請求される事はありません。ただし、本契約の解除までの期間において提供を受けた「JOG 光」の料金（日割り計算）、契約および既に工事が実施された場合の工事費は請求されます。
- 3.初期契約解除をされた場合、元の利用状態に戻るまでに時間を要する場合があります。（元の利用状態に戻す必要につきましてはお客様負担となります。）

第22条（@JOG V6プランについて）

- 1.「株式会社常口アトム（以下「弊社」）は、@JOG V6プランの契約者に対し、日本ネットワークイネイブラー株式会社（以下「JPNE」）が提供する「IPv6インターネット接続等」並びに東日本電信電話株式会社（以下「NTT 東日本」）の提供する「フレッツV6オプション」を用いて@JOG V6プラン（以下「本サービス」）を提供します。
- 2.本サービス（※1）の申込にあたって、本サービスに用いる JOG 光（フレッツ光ネクスト）の「お客様 ID」（※2）、「アクセスキー」（※2）、「申込者氏名」、「契約者氏名」、「契約者住所」、「設置場所住所」、「申込者連絡先電話番号」、「契約者連絡先電話番号」、「設置場所電話番号」、「申込者メールアドレス」、「契約者メールアドレス」等（以下「お客様情報」）を通知していただきます。
※1 本サービスとは、IPv6アドレスを使用したインターネット接続を実現するサービス若しくは、IPv6アドレス及び IPv4アドレスを使用したインターネット接続を実現するサービスです。また、本サービスにおいて弊社が提供する IPv6 インターネット接続の方式は、IPv6 IPoE 方式です。
※2 弊社より郵送の「JOG 光開通のご案内」に記載
- 3.本お客様情報は、本サービスの開通又はその他本サービスの提供に必要な範囲で、JPNEを通じ、NTT 東日本へ通知し、JOG 光（フレッツ光ネクスト）に係る契約者の同一性及びこれに係る「お客様 ID」及び「アクセスキー」の照合を行う事について承諾していただきます。
- 4.本サービスの契約者は、弊社が本サービスの提供をするにあたり、NTT 東日本が JPNE に対して、さらに JPNE が弊社に対して、それぞれ自己の IP 通信網サービスの契約情報（IP 通信網サービスに係る申込みを取り消した際の情報も含まれます）を提供する事に同意していただきます。

本サービスの開通にあたり、NTT 東日本から JPNE 及び弊社へ提供される情報は以下の通りです。

- ・お客様 ID
- ・回線設置場所電話番号、回線契約者連絡先電話番号、申込者連絡先電話番号
- ・本サービス提供条件(※3)との照会結果及び不一致項目
- ・提供に必要な各種商品のご契約の有無（JOG 光もしくはフレッツ光ネクスト、JOG ひかり電話もしくはひかり電話（NTT 東日本提供）もしくはレンタルホームゲートウェイ）
- ・提供条件に照らして不足している各種商品の申込及び工事情報（JOG 光（フレッツ光回線ステータス、宅内工事予定日）

※3 JOG 光（フレッツ光ネクスト）をご利用いただいている事。

- 5.本サービスを利用する JOG 光（フレッツ光回線）の異動（移転、廃止、契約解除、品目変更、サービスメニュー変更、譲渡、承継等）があった場合に、NTT 東日本から JPNE 及び弊社へ提供される情報は以下の通りです。
 - ・JOG 光（フレッツ光回線）の解約等をした年月日及び異動種別
 - ・お客様 ID

- 6.本サービスを利用する JOG 光（フレッツ光回線）に係るサービス提供状況について、弊社から JPNE を通じて NTT 東日本へ問合せを行った場合に NTT 東日本から JPNE 及び弊社へ提供される情報は以下の通りです。
 - ・本サービスご利用の JOG 光（フレッツ光回線）及びホームゲートウェイの動作状況
- 7.本サービスを利用するためには、NTT 東日本が提供する「フレッツ光ネクスト」の付加サービス「フレッツV6 オプション」のご契約が必要です。
 - ※JOG 光においてはフレッツV6 オプションはセット契約となっております。
- 8.本サービスの利用開始等に伴う NTT 東日本による工事に際し、お客様が現在ご利用中の IPv6 アドレス（IPv6 PPPoE 方式にて割り当てられているものは除きます。）及び IPv4 アドレスは変更となります。
- 9.インターネット接続工事による IPv6 アドレス及び IPv4 アドレスの変更に伴い、お客様がご利用中の各種サービスがご利用いただけなくなる場合がございます。その際はご利用中のパソコン等の再起動を行ってください。
- 10.本サービスの利用開始等に伴い、NTT 東日本が提供する端末設備（ホームゲートウェイ）の設定が変更となる場合があります。
- 11.端末設備（ホームゲートウェイ）の設定変更に伴い、PPPoE 接続やその他一部機能がご利用いただけなくなる場合があります。引き続き同機能をご利用される場合は、パソコン等にて PPPoE 接続等の設定を行ってください。
- 12.JOG 光（フレッツ光ネクスト）又は「フレッツV6 オプション」を解約した場合、本サービスも併せて廃止となります。
- 13.JOG ひかり電話（NTT 東日本「ひかり電話」）を解約した場合、本サービスも併せて廃止となる場合がございます。
- 14.本サービスの廃止手続きが完了していない場合、当社以外のインターネット接続サービスをご利用できない場合がございます。
- 15.@JOG の契約者が@JOGV6 プランをご利用される場合、プランの変更が可能です。その際は利用期間中であっても解約金はかかりません。また、契約期間は前プランの利用開始日を引き継ぐものとします。
 - ※@JOG バリュープランから@JOGV6 プランへの変更は出来ません。その際はバリュープランは解約、V6 プランへ新規の加入となり、利用期間中での解約の場合は、@JOG バリュープランの解約金をお支払いいただきます。
- 16.上記 15 のプラン変更を行い、各月 1 日以外からの利用開始となる場合、@JOGV6 プランの月額料金が適用されるのは、利用開始日の翌月からとなります。

（平成 27 年 12 月 20 日制定実施）

（平成 28 年 5 月 21 日改定実施）

（平成 29 年 3 月 1 日改定実施）

（平成 29 年 5 月 1 日改定実施）

（平成 30 年 4 月 1 日改定実施）

（令和元年 6 月 20 日改訂実施）

（令和 4 年 6 月 15 日改訂実施）